

特別地域訪問介護利用者負担額軽減事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 特別地域訪問介護利用者負担額軽減事業費補助金(以下「補助金」という。)は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「法人」という。)が、低所得者で生計が困難である者に対して利用者負担額の軽減を行った場合、予算の範囲内において法人に交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助額率)

第2条 前条に規定する事業は、離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額の軽減制度の実施要綱に定める特別地域訪問介護加算の算定対象となる訪問介護若しくは介護予防訪問介護又は特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算の算定対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「対象経費」という。)について補助金を交付する。

2 対象経費は、特別地域訪問介護加算の算定対象となる訪問介護又は介護予防訪問介護の介護保険利用者負担額とし、補助率は法人全体の軽減総額の1/2とする。

(申請手続)

第3条 規則第5条の規定による申請書及び添付書類は様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の申請に係る書類を受理したときは、内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を交付の申請をした者に通知

するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、当該決定にかかる事業の内容を変更するときの変更交付申請書及び添付書類は様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

(決定の取消し)

第8条 規則第7条の2に規定する決定の取消しの期日は、交付決定を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 法人は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、その旨、愛知県知事に申し出た上で市長の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10条 法人は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類正副2部を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第10条に定める実績報告書及び添付書類は様式第2号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 前項に定める実績報告の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

(軽減状況記録票の記載)

第13条 法人は、軽減状況記録票(様式第3号)を作成しなければならない。

2 市長は、必要に応じて法人から前項の軽減状況記録票について報告を求めることができる。

(実施細則)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。